

公 示

深夜早朝割増の廃止等に係る審査方針について

一般乗用旅客自動車運送事業の距離制運賃の割増運賃である「深夜早朝割増」の廃止又は割増率の引き下げに係る審査については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金認可申請の審査基準について（平成14年1月18日付け中運局公示第249号）」に加えて、下記により行うこととしたので公示する。

平成26年3月20日

中部運輸局長 野 俣 光 孝

記

1. 深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げが行われたとしても、運転者の深夜早朝時間帯の時間当たり賃金が減少しないことを証明する書類の提出を求め、当該書類によりこれが証明される場合に限り認可を行うこととする。
2. 認可に当たっては、以下を認可に係る条件として付すこととする。
 - (1) 賃金台帳等による運転者の時間当たり賃金の前年度分の支払い実績の報告を毎年度4月末までに行うこと。
 - (2) 当該報告により、深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げが行われた結果、運転者の深夜早朝時間帯の時間当たり賃金が減少したことが明らかとなった場合には、認可を取り消すこと。

附 則

この公示は、平成26年3月20日から適用する。